

論壇

デジタル課税をめぐる動向について



佐藤和子【麻布】

1. はじめに

第四次産業革命とよばれるデジタル技術の発達...

2. イギリスのデジタル課税導入の決定

2018年10月、イギリス議会で、2020年4月から国外大手IT企業...

3. EU諸国のデジタル課税の検討と方向性

デジタル経済化が進む中、税制で最も深刻な影響を受けているのはEU諸国...

4. 各国の対応

デジタル課税案は、2019年末までに採択し、2020年1月からの施行を目指す。

世界各国も国際的な課税の実現は、あらたなデジタル課税の導入のためにも不可欠である。

5. 日本の立ち位置と今後

わが国では、OECDの指針に沿って、2018年改正法人税法で、PEの定義を見直し、倉庫などの場所もPEに該当するよう定められた(法人税法138条)。

約には署名しておらず、既存の租税条約が適用されるため、国内法で見直されたようなPEの定義は適用できない。

国内法に導入していくことは、世界経済のけん引役であるデジタル経済の拡大を阻害することにもなりかねない。

イギリスは、単独で導入を予定するDSTは消費者がネットで購入した商品に課する「売上税」ではなく、企業が獲得した利益に対して企業に課税するものと説明している。

本年6月に福岡で開催されるG20首脳会議では、日本が議長国であり、BEPSプロジェクトの議論の方向付けとして、世界の税制の指針となるよう、デジタル経済に関するグローバルな課税合意をまとめることが期待されている。

1. GAF A Google, Apple, Facebook, Amazonの巨大IT企業。年間売上高が4社合わせて60兆円とされている。

2. Significant Digital Presence: 中央大学 森信教授は、Digital Presenceを、集積された顧客の個人データ(ビッグデータ)と定義している。

3. BEPSプロジェクト: 多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって、税負担を軽減している(BEAS, Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)に対処するためOECDによって2012年に立ち上げられたプロジェクト。G20の要請により策定された15項目の「B

4. アメリカはデジタルエコノミーに限定した解決策ではなく、より広い解決策を市場に移すのであれば、対象をデジタルエコノミー以外にも広げるべきとしている。

参考文献 森信茂樹 東京財団政策研究所ウェブサイト https://www.tkd.or.jp/ 青山慶二(2018.6)「EUデジタルビジネスへの課税『租税研究』有斐閣 栗原克文(2018.10)「デジタル経済の課税について『租税研究』有斐閣